

住宅用火災警報器の購入費用の一部を補助します

火災の早期発見に寄与するとともに、火災から大切な生命や財産を守ることを目的に、住宅用火災警報器の購入費用の一部を補助します。

◆対象者

町内に住所を有する65歳以上の高齢者のみで構成する世帯で、現に居住する世帯とします。ただし、借家に居住する世帯については、所有者の承諾を得るものとします。

◆種類

住宅において火災により発生する煙又は熱を感知し、警報を発する火災警報器とします。

◆補助金の額

1世帯に2個までで1回限りとし、補助金の額は1個あたり5,000円を上限とします。上限以下の場合で、100円未満の端数があるときは、切り捨てます。

◆補助金の申請

富加町ホームページからのダウンロード、もしくは福祉保健課備え付けの富加町住宅用火災警報器設置補助金交付申請書兼請求書に必要事項を記入していただき、数量等が分かる領収書の写しを添付して申請します。

◆その他注意事項

- ①居住する住宅に自ら設置するための火災警報器の購入に要する費用とします。
- ②町内の事業所で購入したものに限りません。

◆お問い合わせ先

富加町福祉保健課 Tel0574-54-2183